

団体用

農林水産省職員生活協同組合員のみなさまへ

傷害保険・がん保険

(1年契約用)

のご案内

○**団体契約**は一般契約でご加入されるより**保険料がお得です！**

傷害保険は **10%^{※1}** がん保険は **15%^{※1}** 割安

○**賠償責任補償^{※2}**はうれしい**示談交渉サービス**つき！

○**自動継続**で**継続手続きは不要**です！ご退職後もご継続可能

○**ご加入手続きは簡単**！医師の審査不要 告知のみでOK



新規・中途加入はこちらからお手続きをお願いいたします！

※1 団体契約はご加入される人数により該当の団体割引が適用されます。

※2 家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険・普通傷害保険(Y2)のみ。

※この団体契約は前年度の被保険者（保険の補償を受けられる方）数が500名以上であったことにより、傷害保険10%、がん保険15%の団体割引を適用しています。今年度の被保険者数が500名に満たなかった場合は翌年度の保険料が変更となります。

※今回ご案内する傷害保険・がん保険の制度は、農林水産省職員生活協同組合を保険契約者、その組合員さまおよびご家族のみなさまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とする団体契約です。（農林水産省職員生活協同組合の組合員さまおよびそのご家族のみなさま以外は、この制度に加入することができません。）



お申込み締切日 令和5年8月4日（金）

保険期間 令和5年9月1日 午後4時から1年間

【傷害保険のみ】中途加入毎月20日申込締切。翌月1日午後4時から補償開始となります。

農林水産省職員生活協同組合

24 時間 365 日ワイド補償 普通傷害保険・家族傷害保険 <賠償責任補償特約付帯>

■こんなとき保険金をお支払いします。

傷害事故例（死亡、後遺障害、入院、手術、通院）

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者（保険の補償を受けられる方）がケガをされたときに保険金をお支払いします。
すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

スポーツやレジャー中のケガ



スキーで転んでケガをした

旅行中のケガ



飛行機事故で死亡した



ホテル火災でケガをした

家庭内のケガ



料理中にヤケドをした



日曜大工でケガをした

職場でのケガ



荷物が倒れてケガをした

交通事故によるケガ



車にはねられてケガをした



駅の階段で転んでケガをした

特定感染症の発症



※ご契約タイプ
Y3, Y2 のみ

新型コロナウイルス感染症を発症して入院した

賠償責任事故例（特約 ※国内のみ示談交渉サービス付）次ページ【示談交渉サービスについて】をご確認ください

※ご契約タイプ
S3, U3, V3, Y3, Y2 のみ

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまった



自転車で通行人にケガをさせてしまった



飼犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった

普通傷害・家族傷害保険 ご契約タイプ

※S3, U3, V3, DK2, Y3, Y2 は 1 口、D2 は 5 口まで加入できます。

保険期間 1 年間

ご契約タイプ			S 3	U 3	V 3	Y 3	D 2	D K 2	Y 2
毎月の保険料			1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,500 円	500 円	400 円	1,000 円
傷 害	本人	死亡・後遺障害	70 万円	100 万円	180 万円	180 万円	70 万円	60 万円	100 万円
		入院保険金額日額	1,200 円	2,400 円	4,200 円	4,400 円	1,800 円	1,600 円	2,800 円
		通院保険金額日額	700 円	1,500 円	2,300 円	2,400 円	1,000 円	900 円	1,800 円
	配偶者	死亡・後遺障害	60 万円	70 万円	120 万円	120 万円	—	—	—
		入院保険金額日額	1,000 円	2,100 円	3,200 円	3,400 円	—	—	—
		通院保険金額日額	600 円	1,200 円	1,800 円	1,900 円	—	—	—
	親族 (1 名あたり)	死亡・後遺障害	50 万円	60 万円	80 万円	80 万円	—	—	—
		入院保険金額日額	800 円	1,800 円	2,200 円	2,300 円	—	—	—
		通院保険金額日額	500 円	800 円	1,300 円	1,400 円	—	—	—
賠償 責任	保険金額（賠償事故解決特約付帯）		1 億円				—		1 億円
後遺障害等級限定（第 3 級以上）補償特約			○	—	—	—	—	○	—
特定感染症補償特約 特定感染症（新型コロナウイルスを含む）を発病した 場合に、後遺障害・入通院の各保険金をお支払いします。			—	—	—	○	—	—	○

家族傷害保険および普通傷害保険は職種区分「A」（※）の方の保険金額となります。職種区分「B」の方は保険金額が異なります。

（※）職種区分「A」とは事務職など、職種区分「B」とは自動車運転者、農林業作業業者など。詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

＜ファミリー交通傷害保険のみ賠償責任補償特約付帯＞

「交通事故」などに限定し、補償金額拡大

■こんなとき保険金をお支払いします。

傷害事故例（死亡、後遺障害、入院、手術、通院）

日本国内・国外を問わず、交通事故または乗物火災等、下記のような事故により被保険者（保険の補償を受けられる方）がケガをされたときに保険金をお支払いします。

すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

乗物によるケガ



乗物にはねられたときのケガ



乗物に乗っているときのケガ※

駅の改札口を入ってから出るまでのケガ※



ホームの階段で転んでケガをした

乗物の火災によるケガ



バスの火災でケガをした

※急激かつ偶然な外来の事故によるケガがお支払いの対象です。

賠償責任事故例（特約 ※国内のみ示談交渉サービス付） 下記の【示談交渉サービスについて】をご確認ください

※ご契約タイプ

L4,M4,N4のみ

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまった



自転車で通行人にケガをさせてしまった



飼犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった

交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険 ご契約タイプ

※L4、M4、N4は1口、C1は2口まで加入できます。

保険期間 1 年間

ご契約タイプ			L 4	M 4	N 4	C 1
毎月の保険料			1,000 円	1,500 円	2,000 円	500 円
傷 害	本人	死亡・後遺障害	600 万円	800 万円	1,000 万円	280 万円
		入院保険金額日額	3,500 円	5,500 円	6,000 円	4,500 円
		通院保険金額日額	2,000 円	3,000 円	4,000 円	2,500 円
	配偶者	死亡・後遺障害	350 万円	600 万円	850 万円	—
		入院保険金額日額	2,500 円	3,400 円	4,000 円	—
		通院保険金額日額	1,000 円	2,000 円	3,000 円	—
	親族 (1 名あたり)	死亡・後遺障害	200 万円	400 万円	600 万円	—
		入院保険金額日額	1,700 円	2,400 円	3,000 円	—
		通院保険金額日額	900 円	1,400 円	2,000 円	—
賠償責任	保険金額（賠償事故解決特約付帯）		1 億円			—

【示談交渉サービスについて】

- 国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（賠償責任の補償を受けられる方）および被害者の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故に限りです。
- 賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

生きるため 治すため わずかな保険料で、治療を手厚くサポート

がん保険 (1年契約用)

1 がん先進医療費 2,000 万円補償

全額自己負担となる先進医療費を1回につき2,000万円まで、何回でも補償します。

2 三大治療による通院は日数無制限で補償

手術・放射線治療・抗がん剤治療のための通院は、入院の有無に関係なく保険期間中は無制限に補償します。

3 「がん」と診断されたら 100 万円をお支払い (ご本人)

がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず一時金としてお支払いします。

4 入院 1 日目から退院まで何日でも入院保険金をお支払い

1日につき10,000円(ご本人)、6,000円(配偶者・お子さま)をお支払い。限度日数はありません。

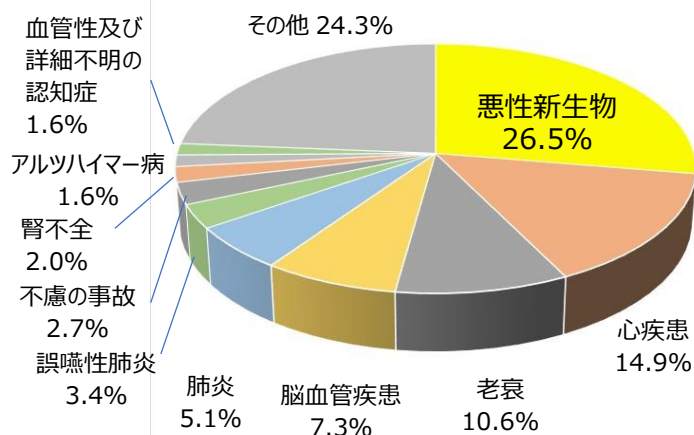
5 女性特有のがんを手厚く補償するプランもご用意

乳がん、子宮がん、卵巣がんなど、女性特定手術保険金をお支払いします。

6 ご加入お手続きは簡単、自動継続で安心

医師の審査は不要、告知のみでOK。自動継続なので、毎年のお手続きも不要です。

死因 第1位のがんですが...

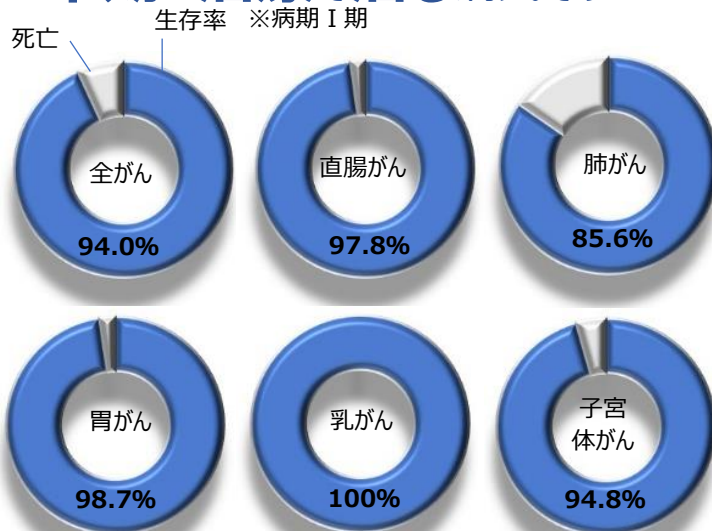


【主な死因の割合】

厚生労働省

令和3年度「人口動態統計月報年計(概数)の概況」

早期の治療で治る病気です



【早期がんの5年相対生存率】

公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計 2022」

もしものときに備えて 充実した補償内容で 安心を！

基本プラン

加入コース CC

(保険料：月額、保険期間：1年)

補償項目	保険金額		
	ご本人	配偶者	お子さま
がん診断保険金額	100万円	60万円	60万円
がん入院保険金日額	10,000円	6,000円	6,000円
がん手術保険金額	10・20・40万円	6・12・24万円	6・12・24万円
がん放射線治療保険金額	10万円	6万円	6万円
がん退院後療養保険金額	10万円	6万円	6万円
がん通院保険金日額	5,000円	3,000円	3,000円
がん特定手術保険金額	100万円	—	—
がん葬祭費用保険金額	100万円	—	—
がん先進医療保険金額	2,000万円	2,000万円	2,000万円
悪性新生物診断保険金額	100万円	—	—

ご本人のご加入時年齢	本人型 保険料 (ご本人のみ)		夫婦型 保険料 (ご本人+配偶者)		家族型 保険料 (ご本人+配偶者+お子さま)	
	初年度	継続年度	初年度	継続年度	初年度	継続年度
5歳～9歳	450円	600円	—	—	—	—
10歳～14歳	420円	590円	—	—	—	—
15歳～19歳	360円	490円	540円	730円	900円	1,210円
20歳～24歳	350円	460円	530円	700円	890円	1,180円
25歳～29歳	420円	570円	640円	860円	1,000円	1,340円
30歳～34歳	650円	870円	970円	1,290円	1,330円	1,770円
35歳～39歳	890円	1,190円	1,290円	1,730円	1,650円	2,210円
40歳～44歳	1,350円	1,800円	1,930円	2,560円	2,290円	3,040円
45歳～49歳	1,950円	2,610円	2,750円	3,680円	3,110円	4,160円
50歳～54歳	3,000円	3,970円	4,200円	5,560円	4,560円	6,040円
55歳～59歳	4,580円	6,090円	6,340円	8,440円	6,700円	8,920円
60歳～64歳	6,360円	8,470円	8,870円	11,810円	9,230円	12,290円

※【家族型】または【夫婦型】は、配偶者の年齢が被保険者ご本人の年齢+5歳以内であればご加入できます。(6歳以上上回る場合は【家族型】または【夫婦型】とすることができません。)

※配偶者は満18歳以上の方が対象となります。

※お子さまは満23歳未満の方が対象になります。また、年齢や人数に関わらず保険料は一律となります。

※【ご本人+お子さま型】の場合は、【本人型】に初年度は360円、継続年度は480円を加算してください。

女性プラン

加入コース CD

(保険料：月額、保険期間：1年)

補償項目	保険金額	
	ご本人	
がん診断保険金額	100万円	
がん入院保険金日額	10,000円	
がん手術保険金額	10・20・40万円	
がん放射線治療保険金額	10万円	
がん退院後療養保険金額	10万円	
がん通院保険金日額	5,000円	
がん女性特定手術保険金額	100万円	
がん特定手術保険金額	100万円	
がん葬祭費用保険金額	100万円	
がん先進医療保険金額	2,000万円	
悪性新生物診断保険金額	100万円	

ご加入時年齢	本人型 (ご本人のみ) 保険料	
	初年度	継続年度
5歳～9歳	460円	620円
10歳～14歳	440円	620円
15歳～19歳	390円	530円
20歳～24歳	380円	500円
25歳～29歳	470円	630円
30歳～34歳	790円	1,060円
35歳～39歳	1,060円	1,420円
40歳～44歳	1,650円	2,200円
45歳～49歳	2,340円	3,130円
50歳～54歳	3,380円	4,480円
55歳～59歳	4,960円	6,600円
60歳～64歳	6,770円	9,020円

こちらは女性のための
専用プランです！

※女性プランは【本人型】
のみとなります



普通傷害保険・家族傷害保険の保険金のお支払いについて※1

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	死亡 保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	●被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●ご加入者の故意または重大な過失によるケガ（普通傷害保険の場合） ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ※5 ●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが 5m 以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ●自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないものなど (注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合※8	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%～100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注 1)事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注 2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術 保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において手術※4を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1 事故につき事故の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限りです。 (注) 事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
	通院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90 日限度) (注 1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注 2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位※6を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等※7を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	
特 定 感 染 症 補 償 特 約		【後遺障害保険金】 特定感染症を発病された日からその日を含めて 180 日以内に、その特定感染症がもとで身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡後遺傷害保険金額の 4～100% (注) 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●ご加入者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による特定感染症 ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる特定感染症 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて 10 日以内に発病した特定感染症（継続契約の場合を除きます。） など
		【入院保険金】 特定感染症を発病された日からその日を含めて、180 日以内に医師の治療を受けるために病院または診療所に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注) 特定感染症の発病の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いできません。	
		【通院保険金】 特定感染症を発病された日からその日を含めて、180 日以内に医師の治療を受けるために病院または診療所に通院（往診を含みます。）された場合	通院保険金日額×通院日数（90 日限度）	

※1 傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気は補償の対象となりません。

※2 「急激かつ偶然な外来の事故」とは・・・下記 3 項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記 3 項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の 3 大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

※8 ご契約タイプ S 3、D K 2 は「後遺障害等級限定（第 3 等級以上）補償特約を付帯したパターンになります。

保険金の種類	お支払いする保険金
後遺障害保険金 (後遺障害等級限定(第 3 級以上)補償特約付帯)	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じ、生じた後遺障害が後遺障害等級表に掲げる等級（第 1 級から第 14 級まで）のうち、第 1 級から第 3 級に該当する場合にのみ、その等級に応じて死亡・後遺障害保険金額の 78%～100%をお支払いします。（注）保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

賠償責任保険金(特約)のお支払いについて (家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険・普通傷害保険 Y2 のみ)

賠償責任保険金 (賠償事故解決特約付帯)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ○被保険者* (保険の補償を受けられる方) の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者* の日常生活に起因する偶然な事故 * 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注 1) 損害賠償金は、1 回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注 2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注 3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$ (注 4) 訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	●ご加入者または被保険者 (保険の補償を受けられる方) の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任* ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。) ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
----------------------	---	---	--

※条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害賠償責任は補償の対象となります。

交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の保険金のお支払いについて

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金 交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	●被保険者 (保険の補償を受けられる方) や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●ご加入者の故意または重大な過失によるケガ (交通事故傷害保険の場合) ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ^{※5} ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理事業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ ●おうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(注)のないものなど (注) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害保険金 交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%～100% (注) 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注 1) 事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注 2) 入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において手術 ^{※4} を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中 ^(注) に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1 事故につき事故の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限ります。 (注) 事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
	通院保険金 交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90 日限度) (注 1) 通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注 2) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^{※6} を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 ^{※7} を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	

※1 この保険は保険期間中の交通事故等によるケガを補償の対象とする商品です。病気は補償の対象となりません。

※2 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の乗物 (自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など) との衝突、接触などの事故
- 運行中の乗物 (自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など) の火災、爆発などの事故
- 運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故^(注)
- 乗客として駅などの乗降場構内の改札口を入ってから出るまでの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故^(注)
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車と道路通行中の衝突、接触などの事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故
- 乗物の火災による事故

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は以下の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく(医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の 3 大関節部分、肋骨 (ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨 (ろっこつ) 固定帯、サポーター等は含みません。

(注) 「急激かつ偶然な外来の事故」とは・・・下記 3 項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記 3 項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

この保険においては「乗物」としてお取り扱いしないものがあります (スケートボード、キックボード、ストライダー等)。詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

被保険者について（傷害保険共通）

被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲は下表のとおりです。下記の続柄は、保険金支払いの原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲		ご本人 *1	配偶者	その他のご親族 *2
ご家族でご加入の場合	家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険	○	○	○
ご本人のみでご加入の場合	普通傷害保険・交通事故傷害保険	○	—	—
賠償責任	特約 *3	○	○	○

- * 1…加入者証記載の被保険者（本人）の方をいいます。
- * 2…ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- * 3…ご本人のみでご契約の場合でも、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま（下宿されている学生など）」が被保険者となります。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。
- （注）「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。
- ＜「同居」となる場合の例＞
- ・同一敷地内の別棟（台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。）に住んでいる場合
 - ・病院に一時的に入院されている場合 など
- ＜「同居」とならない場合の例＞
- ・単身赴任、海外赴任している場合 ・介護施設に永続的に入所されている場合 など

がん保険の保険金のお支払いについて

保険金の種類	保険金をお支払する場合	お支払い額
がん診断保険金（主契約）	被保険者（保険の補償を受けられる方）が保険期間中に次のいずれかに該当されたとき ①初めてがんが診断確定されたとき ②継続契約の場合で、初年度契約から継続前契約までの連続した保険期間中にすでに診断確定されたがん（以下「原発がん」といいます。）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ③原発がんが生じた後に、その原発がんとは関係ない新たながんが生じたと診断確定されたとき （注）がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて 1 回を限度とします。なお、継続契約の場合において、すでにがん診断保険金が支払われることになった最終の診断確定日からその日を含めて 1 年以内に新たにがんが診断確定されても保険金はお支払いできません。	がん診断保険金額
がん入院保険金（主契約）	被保険者が診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所に入院されたとき	がん入院保険金日額 × 入院日数
がん手術保険金（主契約）	被保険者が診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所で所定の手術を受けられたとき （注）時期を同じくして 2 つ以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか 1 つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、 がん入院保険金日額 × 倍率 (10 倍・20 倍・40 倍)
がん放射線治療保険金（主契約）	被保険者ががんが診断確定され、病院または診療所において、次の①・②のいずれにも該当する放射線治療を受けられたとき ①診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を直接の目的とする放射線治療であること ②この保険契約の保険期間中に行われた放射線治療であること （注）施術の開始日から 60 日の間に 1 回のお支払いを限度とします。	がん入院保険金日額 × 10 倍
がん退院後療養保険金（主契約）	被保険者が、がん入院保険金の支払対象となる 20 日以上継続した入院をされた後、生存して退院されたとき	がん退院後療養保険金額
がん通院保険金（主契約） ＋ がん通院保険金の補償拡大特約	次の①・②のいずれかに該当する通院*をされたとき ① 保険期間中にがんの治療を目的とする次のいずれかに該当する通院をされた場合 a. 所定の手術のための通院 b. 放射線治療のための通院 c. 抗がん剤治療のための通院 ② がん入院保険金の支払われる入院（日帰り入院を含みます。）をした場合において、次のいずれにも該当する通院をされた場合 a. 診断確定されたがんを直接の原因とする通院 b. 入院の開始日前日からその日を含めて遡って 60 日以内、または退院日の翌日からその日を含めて 365 日以内に行われた通院 ※往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。なお、オンライン診療は、月に複数回のオンライン受診をされたとしても通院保険金のお支払いは月ごとに 1 回（1 日）のみとなります。	がん通院保険金日額 × 通院日数 ①支払日数に限度はありません。 ②1 入院についての支払限度は 425 日です。
がん特定手術保険金（特約）	がん手術保険金の支払われる場合に、被保険者が原因となったがんの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定のがん特定手術を受けられたとき （注 1）がん特定手術とは、胃全摘除術、片側肺全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘除術（発声機能の喪失を伴うものに限ります。）、四肢切断術（手指・足指を除きます。）をいいます。 （注 2）時期を同じくして 2 つ以上のがん特定手術を受けられた場合は、いずれか 1 つのがん特定手術のみ対象となります。	がん特定手術保険金額
がん女性特定手術保険金（特約）	がん手術保険金の支払われる場合に、被保険者が原因となったがんの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定のがん女性特定手術を受けられたとき （注 1）がん女性特定手術とは、「乳房切除術*」、「子宮全摘除術」、「両側卵巣全摘除術」をいいます。 ※皮膚を切開し病変部を切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。 （注 2）時期を同じくして 2 つ以上のがん女性特定手術を受けられた場合は、いずれか 1 つのがん女性特定手術のみ対象となります。	がん女性特定手術保険金額
がん葬祭費用保険金（特約）	被保険者が、がんが診断確定され、保険期間中にその診断確定されたがんを直接の原因として死亡された場合において、被保険者の親族が葬祭費用を負担されたとき	負担された葬祭費用の額（がん葬祭費用保険金額を限度とします。）
がん先進医療保険金（がん先進医療特約）	被保険者が、診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に日本国内で先進医療による療養を受けられたとき （注）同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けられた場合には、最初にその療養を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。	先進医療にかかわる技術料（※）と同額（1 回の先進医療につき 2,000 万円を限度とします。）
がん先進医療一時金（がん先進医療特約）	がん先進医療保険金が支払われるとき	5 万円

悪性新生物 診断保険金 (特約)	被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当されたとき ①初めて悪性新生物と診断確定されたとき ②継続契約の場合で、初年度契約から継続前契約まで連続した保険期間中にすでに診断確定された悪性新生物（以下「原発の悪性新生物」といいます。）を治療したことにより、悪性新生物が認められない状態となり、その後初めて悪性新生物が再発または転移したと診断確定されたとき ③原発の悪性新生物が生じた後に、その原発の悪性新生物とは関係ない新たな悪性新生物が生じたと診断確定されたとき (注) 悪性新生物診断保険金のお支払いは、保険期間を通じ 1 回を限度とします。なお、継続契約の場合において、すでに悪性新生物診断保険金を支払われたことになった最終の診断確定日からその日を含めて 1 年以内に新たに悪性新生物と診断確定されても保険金はお支払いできません。	悪性新生物診断 保険金額
------------------------	--	-----------------

(※)次のア、～オ、に掲げる費用等、先進医療に係る技術料以外の費用は含まれません。
ア、「公的医療保険制度」にもとづき給付の対象となる費用。この費用には自己負担分を含みます。イ、先進医療以外の評価療養のための費用
ウ、選定療養のための費用 エ、食事療養のための費用 オ、生活療養のための費用
* 悪性新生物診断保険金特約は、悪性新生物と診断確定された時が、初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日の午前 0 時より前である場合は、特約は無効となります。
* 保険金をご請求いただいた場合、医師の作成した共栄火災所定の診断書の提出を求めることがあります。

保険金をお支払いできない主な場合

がんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日の午前 0 時より前である場合は、上記の各保険金はお支払いできません。

保険の概要・ご加入について

- 保険契約者 農林水産省職員生活協同組合
- 保険期間 令和 5 年 9 月 1 日午後 4 時から令和 6 年 9 月 1 日午後 4 時（1 年間）
- 申込締切日 **令和 5 年 8 月 4 日（金）**
- ご加入対象者 農林水産省職員生活協同組合の組合員様
 - 被保険者（または被保険者本人）としてお申込みいただける方
 - ①加入者（農林水産省職員生活協同組合の組合員様）
 - ②加入者の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹
 - ③加入者の同居の親族
- お手続き方法
 - **新規加入の方**：農林生協ホームページに掲載の「団体契約専用加入依頼書」を印刷、ご記入のうえ、PDF をメール添付もしくは原本を次頁記載の取扱代理店へお送りください。
 - **既加入の方**：自動継続のため、前年と同プランで継続の場合、お手続きは不要です。プラン変更・住所変更・脱退等をご希望される場合は、ご自宅へお送りいたしました「団体契約専用更改加入依頼書（お客様控）」に変更内容をご記入いただき、次頁記載の取扱代理店へ申込締切日までにお送りください。
※その他の加入方法ご希望の方は別途取扱代理店までお問い合わせください。
- 中途加入 傷害保険は、保険期間の途中でご加入いただけます。
毎月 2 0 日申込締切。保険期間は、申込締切日の翌月 1 日午後 4 時から令和 6 年 9 月 1 日午後 4 時までとなります。農林生協ホームページに掲載の「団体契約専用加入依頼書」を印刷、ご記入のうえ、PDF をメール添付もしくは原本を次頁記載の取扱代理店へお送りください。
※がん保険は、保険期間の途中でご加入いただけません。
- お支払い方法 保険始期日(または中途加入日)の翌月より、毎月口座振替※させていただきます。
※農林水産省職員生活協同組合にご登録いただいた口座

ご加入・ご継続にあたってのご注意

■ 普通傷害保険・家族傷害保険

- 新たにご加入いただけるのは、令和 5 年 9 月 1 日時点で被保険者(または被保険者本人)の年齢が満 79 歳までの方となります。
- 継続でご加入いただく場合、令和 5 年 9 月 1 日時点で被保険者(または被保険者本人)の年齢が満 80 歳以上の方については、下記の通りご契約タイプを移行していただき、補償内容を制限させていただきます。
 - ① 家族傷害保険の U3、V3、Y3 への加入者は S3 に移行します。
 - ② 普通傷害保険の D2、Y2 への加入者は DK2 へ移行します。
 - ③ 現在、下記のワイドコースに加入されているみなさまにおかれましては、コースが下記のとおり移行します。コースの移行に伴い、一部の補償内容が変更となりますご注意ください。
 - 家族傷害保険 W1、W2、W3→S 3
 - 普通傷害保険 W4→D K 2 ※W1,W2,W3,W4 は継続契約のみの取扱いとなります。※S3、DK2 では、天災によるケガは補償対象外となります。また『後遺障害等級限定(第 3 級以上)補償特約』が付帯され、これまで補償対象としておりました後遺障害等級第 4 級以下に該当する後遺障害については補償対象外となります。
- ご継続いただけるのは、令和 5 年 9 月 1 日時点で被保険者(または被保険者本人)の年齢が満 89 歳までの方となります。

■ がん保険

- 令和 5 年 9 月 1 日時点で、被保険者(または被保険者本人)の年齢が満 65 歳以上の方は自動継続が出来ませんので、別途ご案内いたします。
- 新規・継続でご加入いただけるのは、令和 5 年 9 月 1 日時点で被保険者(または被保険者本人)の年齢が満 70 歳までの方となります。
- がん保険は更新型で、継続時の年齢により保険料が変更となります。
※共栄火災の今後の保険金のお支払い状況等により、加入できる上限年齢を上げまたは引下げさせていただく場合がございます。

お申込み・お問い合わせ先

■保険契約者

農林水産省職員生活協同組合

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル 5 階

TEL : 03-6667-0140

営業時間 : 平日 午前 9 : 30 ~ 午後 5 : 45

<http://www.nourinseikyou.jp/>

■お問い合わせ先 取扱代理店

J A 共済ビジネスサポート株式会社 保険部

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9

JA 共済ビル 5 階

TEL : 03-3514-2470

メールアドレス : hokenbu@jbs-jakyosai.co.jp

営業時間 : 平日 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00

■引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

農林水産部 営業第一課

〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6

TEL : 03-3504-2337

営業時間 : 平日 午前 9 : 00 ~ 午後 4 : 45

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

■事故のご連絡先

事故が起こった場合はすみやかに下記までご連絡ください。

あんしんほっとライン 24 時間 365 日事故受付サービス

TEL: **0120-044-077** (通話料無料)

■商品・サービスに関する お問い合わせ ご相談・苦情

カスタマーセンター

TEL: 0120-719-112 (通話料無料)

受付時間 : 平日 午前 9 : 00 ~ 午後 6 : 00

お申し出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

このパンフレットにおけるご案内は、傷害保険・がん保険（1 年契約用）の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳しい内容をまとめた約款冊子（ご契約のしおり・普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、ご希望の場合は取扱代理店または共栄火災にご請求ください。